

令和3年12月7日 生活環境委員会 議事録
9時58分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 日域 究

副委員長 和田 芳弘

委員 賀屋 幸治、藤川 和弘、原田 孝徳、北地 範久、細川 雅子、
寺岡 公章

○欠席委員 なし

○日域委員長 皆さんおはようございます。少し早いですが、定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思えます。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○日域委員長 ありがとうございます。議事に入る前に、委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員の皆様には、委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力のほどお願いを申し上げますとともに、限られた時間の中でするので、再質問等の必要がないように、執行部の皆様にも簡明なる御答弁をお願い申し上げます。

また、答弁をされる場合は委員長が職名の指名をいたしますが、職名の指名がなかった場合は、課名と職名、名前を名乗ってから答弁していただきますようお願いいたします。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第63号大竹市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、質疑を受けたいと思えます。通告をいただいております、通告委員の方からどうぞ。

藤川委員。

○藤川委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

印鑑条例一部改正について、概要のほうでもあるんですけども、説明のほうもありました、コンビニエンスストア等とあります。この等はどこを指しているのでしょうか。コンビニエンスストア以外にもこの自動交付サービスが受けられる場所があるのでしょうか。

それともう1点、各証明書です。窓口とコンビニ交付、料金は同じだと記憶しております。コンビニ交付した場合、コンビニさんに対して手数料が発生すると思うのですが、手数料を教えてください。また、手数料、各証明書、料金が違うと思えますが、その料金に

伴い手数料も変わってくるのでしょうか。お願いします。

○日域委員長 係長。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 コンビニエンスストア等ということで、等をつけている理由は、コンビニエンスストア以外のスーパーですとかドラッグストアなど、一部そういう機器を置いている店舗がございますので、コンビニエンスストア等ということについております。この近隣で主に、イオン系のスーパーなどに置いていると聞いておりますので、大竹市にはございませんが、広島市あたりに行かれたときなどは、そういうスーパーにおいても証明書の交付を受けることが可能になると考えています。

引き続きまして、コンビニエンスストア等に支払われる手数料なんですけれども、証明書1通について117円、これは決められた額になっておりますので、日本全国の市町村が同じ金額を払っております。そして、証明書は、住民票、印鑑証明書、戸籍などいろいろございますが、その全ての証明書について1通当たり117円という計算になっておりますので、手数料は全部同じ額になります。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。117円。コンビニ以外にもマルチコピー機があれば出せると思ったんでいいんですか。じゃあ今後も大竹市、例えばマルチコピー機があれば、あるところでは大竹市内でも各証明書が発行できるということなんですね。

では、このマルチコピー機に対して証明書を出すためには、マイナンバーカードが必要と説明で受けました。この手の話になると交付率、いつも出てくると思います。マイナポイントの事業で9月には40%前後の交付率があると聞いておりますが、現在、何%ありますでしょうか。お願いします。

○日域委員長 係長。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 最新のものではないんですけども、11月21日現在ということで、その時点で1万1,107枚交付しております、約42%ということになっております。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。じゃあ、9月の時点で40%と記憶しているんですけども、それから11月、2カ月でほとんど伸びてないですね、今までだと結構伸びていると記憶しています。ごめんなさい、データがどこに行ったかわからないんですけど、少し伸び率が悪いと思うんですけど、それはどうしてですか。

○日域委員長 係長。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 昨年度はマイナポイント事業と言いまして、マイナンバーカードを作った方が御自分の使われるキャッシュレス決済サービスに5,000ポイントつけられますよという事業を、最初3月末までずっと申請を受けておまして、その昨年度はずっと申請が多かったのですが、その事業が3月末から1カ月延ばして4月末までの申請ということで、そこまではたくさん申請をいただいていたんですけども、そこで一旦事業が今終わっております。その後、申請が激減しまして、今、今年度は前半はほと

んど伸びていない、4月末に申請した方が受け取りには来られているんですけども、今回また国がポイントをやるというのをニュース等で今発信をしているので、それを聞かれた方が最近また申請には見えられているんですけども、現在のところは伸びてはいない状況です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。今後マイナンバーカード、どんどん今から使われていくんじゃないかと思います。まだまだ少ないと思います。半分以下、約42%。これからも周知のほうよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○日域委員長 通告を受けている質疑は以上なんですけれども、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第62号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この件についても、事前に補足説明はないという旨、聞いておりますので質疑に入りたいと思います。

それでは、質疑を受けたいと思います。

通告を受けておりますので、通告された委員の方から挙手をお願いいたします。

北地委員。

○北地委員 お願いします。それでは、確認を含めて質問いたします。

市長を外すということなので、この調査会の目的なり業務がそれによって変わるというようなことがあるのかどうか。

それから広島県感染症予防調査研究会から派遣される医師と改正前はなっているんですけども、これは専門医師に変更されるということになっております。提案理由では、県感染症・疾病管理センター構成員等の医師と、またこれが変更されているんですが、この組織が変わるということはどういうことなのか、これは名称変更なのか、全然別の組織に変わったのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それからこの委員会というのは常設なのか、ずっと置かれているものなのかどうか。

常設でないとするれば、今までに設置された経緯があるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○日域委員長 課長。

○松重保健医療課長 それでは、1番目に、市長を委員から外したことに對して、目的が変更するのかという御質問でした。目的としましては、変更はございません。事故の原因及び事故措置並びにその対策の調査研究等を行うということになっております。専門的な見解というか、見識の下に調査をするということにしておりますので、今回は市長を外したというのではないのですけれど、除いて、専門的な医師等を含めての委員会とさせていただきます。

そして、2番目の、感染症予防研究調査会から県感染症・疾患管理センター構成員等の医師に変わるということでもございました。これは調査研究会も現在もございますけれど、県のほうに確認しましたところ、市のほうが調査委員会を開催するとなれば、この当該調査会ではなくて、県感染症疾病管理センター構成員の医師を選任する予定と伺っておりますので、こちらを変更させていただいております。

この委員会は常設かという御質問ですけれども、これは接種を受けた御本人から、予防接種法に基づく救済の請求を受けた場合に設置するものとなっておりますので、常設ではございません。今までに設置した経緯があるのかということでもございますけれども、平成4年に設置した記録が残っておりますが、それ以降は設置したという記録はありません。

以上です。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。1番目の部分は変更がないということで、業務なり目的には変更がないということで。最初に思ったのは市長の諮問機関なのに市長が入っているのは何か違和感があったんですけれども、これで元に戻ったというか、そういう感覚で受け取っておきます。

それから最後のほうなんですけど、終わりの部分なんですけれども、平成4年に1回設置があったということなんですけど、本人請求に基づいて設置されるということなんですけれども、今回の新型コロナウイルスも一応予防接種の範疇に入るんだろうと思うんですけれども、何人かかかれましたよね、大竹市内でも。その辺から請求とかそういうのがなかったのか、そういうことがあった時点でもう、市のほうから積極的にそういうのを設置して原因調査するとかいうのはなかったのか、その辺をお伺いいたします。

○日域委員長 課長。

○松重保健医療課長 この調査委員会は、予防接種法に基づく定期予防接種や臨時接種が対象となっておりますので、もちろん臨時接種に含まれております新型コロナウイルスに感染した方が救済の請求をするという場合にも適用されるということでもあります。

質問を、もう一度すいません。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 そういう請求がなかったのかどうか。新型コロナウイルスの患者さんから。

○日域委員長 課長。

○松重保健医療課長 今後、請求されるという可能性もありますので、これを新たに設置するという方向も見据えて、変えるということにさせていただいております。

以上です。

○北地委員 ありがとうございます、わかりました。

○日域委員長 いいですか。他に質疑はありませんか。

副委員長。

○和田委員 この改正による附属機関、予防接種による被害者の調査となっていますけど、これは今の新型コロナウイルスワクチンは別に、インフルエンザとかいろいろ予防接種もあると思うんですよ。これはどれくらいあるんですか、予防接種というのは。

○日域委員長 係長。

○住田保健医療課主幹兼保健予防係長 今、数の話も出てきてはいるんですけども、一応高齢者インフルエンザ予防接種や、子供さん、小さい赤ちゃんからのロタウイルス4種混合など、たくさん予防接種の種類がございます。そちら全て定期予防接種あるいは新型コロナウイルスワクチンの臨時予防接種が全て対象となるということです。

以上です。

○日域委員長 副委員長。

○和田委員 だから数は結構あるんですよ、いろいろと。わかりました。

それで今の対象になる予防接種のときに、いろいろ種類がありますよね、その都度専門医は変わるんですか。

○日域委員長 課長。

○松重保健医療課長 基本的には変わることはないと思われまじけれども、対象者が子供さん、あるいは大人ということになりますと、場合によっては専門の医師にするという可能性もあるとは思っております。

以上です。

○和田委員 ありがとうございます。いいです。

○日域委員長 通告を受けた質疑は以上なんですけども、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 他に質疑はなしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第64号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これについても、補足説明はない旨伺っておりますので、早速質疑を受けたいと思います。

通告を受けております。通告された委員の方は挙手をお願いいたします。

北地委員。

○北地委員 お願いします、議案第64号ですね。掛金が引き下げられたということになっておりますけども、その掛金が引き下げられた理由というのはどういうところにあるのでしょうか。

それから加算額も減額になったということなんですけども、その掛金が加算額と考えていいのかどうか。

それからこの掛金というのは、42万円に含まれるんでしょうけども、誰がどのように払うのか、その流れを教えてくださいたいと思います。

また、この42万円の財源についてはどこから出るのか。

その4点をお願いいたします。

○日域委員長 係長。

○三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 掛金が引き下げられた理由でございます。このたび産科医療補償制度の内容が全般的に見直される中で、掛金につきましても過去の制度の実績などを基に見直しが行われております。現行の制度では補償対象者数の上限が719人と推計をされまして、制度のほう在设计をされているようなんですけども、これが見直し後はこの上限が549人と見直しをされておりまして、170人ほど減少しております。その結果、掛金のほうも引き下げにつながっていると思います。

2点目の掛金が加算額と考えてよいのかということだと思っておりますけれども、この出産育児一時金の加算額は、掛金が加算額になっております。掛金は本来、分娩機関のほうがこの産科医療補償制度の運用、運営をされているところへお支払いをするものなんですけども、結局、妊婦さんが分娩機関のほうから請求をされることとなりますので、分娩費用の上昇につながるということで、出産育児一時金のほうにこの掛金のほうが加算をされるというような仕組みになっております。

誰がどのようにお支払いするのかということなんですけども、実際の支払いのほうは、出産育児一時金の直接支払制度というのがございまして、妊婦さんと分娩機関のほうで話が整いましたら、分娩機関のほうから直接市のほうへ請求するということができるようになっておりまして、分娩機関のほうから産科医療補償制度の掛金も含めて、市のほうに請求があるというケースが最も多いケースかと思っております。

以上でございます。

[発言する者あり]

○日域委員長 すぐに答弁できなかったら、後にされますか。

- 三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 後で。
- 日域委員長 後で、よろしくお願ひします。
北地委員。
- 北地委員 ありがとうございます。という、この42万円というのはもう、結局トータルでは変わらないということの中で、この中で市の持ち出しと言ひますか、その辺の、市の持ち出しの増減はないのか、加算額はどこから出るのかというはありますけれども、そういったところで、財源的に市の持ち出しの増減はないのか、その辺で予算の中で賄えていけるのかどうか、補正もないような感じであったので、今の予算の中で賄えるという状況なのか、そこをお願いいたします。
- 日域委員長 係長。
- 三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 今の予算の中で賄える形かと思ひます。トータル的な42万円というのが増額につながっているわけではございませぬので、財源のほうは3分の2が一般会計からの繰り入れになっておりまして、残りの3分の1が普通交付金になっているかと思ひます。
以上です。
- 北地委員 ありがとうございます。
- 日域委員長 副委員長。
- 和田委員 1点だけすいませぬ。出産に関して、夜間とか休日なんかに出産したときに加算すると、企業が。いろいろあるみたいなんですよ。普通に出産して、大体総額どれくらい費用がかかるんですか。
- 日域委員長 課長。
- 松重保健医療課長 こちらは厚生労働省のホームページに、令和元年度の速報値による出産費用の状況が掲載されておりました。それによりますと、日本全国での正常分娩にかかる出産費用の平均は、46万217円となっております。ただしこの費用には、個室の部屋代の室料差額や、産科医療補償制度の掛金等は含まれていないということになります。
以上です。
- 日域委員長 副委員長。
- 和田委員 平均的に約46万円、それに難産とか夜間とかでは6割増しになりますよね。これはケースによって違うものと思ひますが、子供を産むときにお金結構かかるというのは聞いております。それで今の大竹市で、他市でもあるんですが、子供が生まれたときに出産祝い金をあげるとか、いろいろありますよね。それを本市ではそういう何か祝い金みたいなことは考えてないんですか。それだけ。
- 日域委員長 部長。
- 豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 確かに子供が少ない中で、議員御提案の祝い金等は非常に喜ばれる政策ではないかと思ひれますけれども、ただ、何分財源が伴うものでございまして、貴重な御意見として承っておきたいと思っております。
以上です。
- 日域委員長 副委員長。

○和田委員 子供さんを、どう言うんですかね、少子化問題で子供をふやさないけんというので、ぜひそういうのは考えてほしい、すぐ早急には行きませんが、考えてみてください。よろしくお願いします。

○日域委員長 通告を受けた質疑は以上ですけれども、他に質疑はございますか。
細川委員。

○細川委員 申し訳ありません、通告していなかったんですけれども、今の答弁を聞いて幾つか疑問に思ったものですから、お願いいたします。

まず、財源の問題で、3分の2が一般会計ということだったので、いや私はじめこれ県内他市町全部同じようにするのかと思ったんですけれど、一般会計から入るんだったら違いが出るのかなと思ったんですが、他市町の状況について教えてください。

それと先ほどの説明で、医療補償制度の掛金の、お金の流れについて御説明いただきました。多くが分娩の施設から直接市のほうに掛金の請求があるということだったので、ということは、分娩された被保険者のところには通らないということですよ。というと、実質的にはこれ、今までは1万6,000円の補償制度のお金が市から直接分娩施設に行っていたということは、産婦さんに行ったのは40万4,000円だったのが、今度は産婦さんのところには40万8,000円行くということで、ということは支給額は上がったと捉えてよかったですかどうか。自分の中で確認したいのでお願いいたします。

○日域委員長 係長。

○三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 ただいまのお金の流れのお話で、掛金が引き下げられまして、出産育児一時金の部分が引き上げられていますので、事実上の値上げということでございます。他市町の状況というのが、すいません、把握できておりません。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 大竹市の独自制度かもしれないということですね、ではない。どうなんですか。そこら辺が私も、全部一律だとばかり思っていたものですから確認していなくて、もしわかればうれしいなと思ったんですが。

あと、この保険金の掛金は、産科医療補償制度を使った方だけに支払われると聞いたんですけれども、これ今どのぐらいの率で皆さん使ってくださっているのか、わかれば教えてください。

○日域委員長 課長。

○松重保健医療課長 最初の、出産一時金につきましては、42万円というのは全国統一の金額でございますので、他市町も42万円ということになっております。

産科医療補償制度に入るというのは、基本、その医療機関あるいは助産院が、分娩医療機関が、この制度に加入するかどうかにかかっておりますので、この出産予定の分娩医療機関が制度に加入しているという全国的な加入率は、99.9%になっておりますが、広島県におきましては全ての医療機関及び助産院は加入している、2021年10月18日現在の加入率は100%ということになっております。

以上です。

○日域委員長 係長。

○三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 補足をさせていただきますと、分娩機関のほうの加入率は先ほど課長が言いましたとおりなんですけれども、加算がつかないケースでございますのは、出産育児一時金は在胎週数4カ月目に入った出産から対象になります。週数にしますと12週以上の出産ならば、例えば死産であっても対象になるんですけれども、産科医療補償制度のほうは22週以降の分娩について対象になりますので、早期に死産だったケースとかは、この加算がつかないことになります。

○日域委員長 いいですか。他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 すいません、通告が間に合いませんで失礼しました。

この議案自体は助かる方もいらっしゃるかなと思って、御努力いただいているなど感謝したいところなんですけど、1つ気になるのが、少子化対策としての重要性を鑑み、とありますが、単純な疑問としてやっぱりお金なんですか、少子化の原因というのは。そういうふうにして市のほうは認識しておられてるのかということなんです。であれば極端に言えば、それこそ100万円ぐらいにすれば人口はふえるのかということなんですけど、すごく単純な疑問です、その辺どういうふうに整理しておられますか。

○日域委員長 課長。

○松重保健医療課長 答えになるかどうかわからないんですが、先ほどもありましたとおり、掛金が引き下がる関係で、本来であれば全体の出産一時金も引き下がるという方向であったところ、費用も従来42万円より多い支払いをされているということもありますので、そういう部分も含めて42万円にとどめたということの整理になっております。それに沿って大竹市も、そのまま42万円支給するという形の整理をしております。

以上です。

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 このたびの分は感謝しているんですよ、ありがたいなと思います、助かる方もいらっしゃると思いますが、額面で言えばこれで重要性を鑑みとる結果が、現状維持ということなのかということなんですけれど。政策ではなくて、ただの制度として簡単に捉えたらいいですか。

○日域委員長 部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 タイミングの問題もございます。だから掛金が下がって、実際に40万円何がしという金額は、上がったたり下がったりというのはどうかということもありますし、もともと42万円ということで、できた状況もございますので、これは時期によって上がったたり下がったりというのはどうかということもございますので、そういう形で、おっしゃるように、政策としてどうかと言われたときに疑問があるという意味で御質問いただいたんではないかと思うんですけれども、全体の中でやはり少なくともこの金額が、それより前の方については下がるイメージになる、掛金が下がったことによって、後の方が上がるということになってもどうかということもございますので、トータルとしてやっぱり42万円は維持すべきであろうと。すみません、答えになっていないかもしれ

ませんけれど、考えております。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第67号令和3年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に入ります。

これも補足説明はない旨、伺っておりますので、質疑に入りたいと思います。

通告を受けておりますので、通告された委員からお願いいたします。

副委員長。

○和田委員 1点だけお願いします。療養給付費等負担金等返還金が約680万円とありますが、これは医療にかかった人が少ないとか、何か理由があるんですか。そこだけ教えてください。

○日域委員長 課長。

○松重保健医療課長 この療養給付費等負担金等返還金についてでございますが、こちらなんですけど、2つございます。40歳以上の国民健康保険被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導に関する交付金と、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険の減免に関する補助金、この2つが交付申請時の算定より実績額が下回ったために返還するというものになっております。

以上です。

○和田副委員長 ありがとうございます。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、令和3年請願第1号公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する請願を議題といたします。

本件は本年9月定例会からの継続審査になります。

前回9月の生活環境委員会におきましては、審査に当たり執行部から請願の内容に関する状況、市の考えなどについて報告・説明等がありました。

今回の審査に当たりましても、執行部から考え方や方向性、最新の関連状況など、改めて御提供いただける情報などございましたら、御説明いただきたいと思っております。

課長。

○松重保健医療課長 それでは、公立・公的医療機関等の再検証等の状況について御説明いたします。

9月議会の生活環境委員会におきまして、今後一定の期間を置いて、国から再検証の時期や取り組みの進め方が整理・提示され、それに沿って広島西地域医療構想調整会議で議論を行うこととなると説明をさせていただきましたが、その後、国からの通知はございません。

大竹市、廿日市市の広島西二次医療圏で再検証を協議する、広島西地域医療構想調整会議が保健医療計画推進専門部会と合同で9月22日にウェブで開催されました。会議では広島西圏域における広島医療構想を検討する推進組織が現在2つ存在するため、コロナ後に地域医療構想の議論を具体的に進めていく必要があることから、事務局である広島県西部環境事務所、保健所において地域医療構想を検討する推進組織の変更案を作成し、令和4年3月開催予定の会議に提案する予定である旨の報告がありました。しかしながら、再検証について具体的な協議は行っておりません。

今後、国の通知を待って広島西地域医療構想調整会議において設置される、地域医療構想を検討する変更後の組織で、具体的な協議を行うこととなると考えております。

以上、現在の状況についての説明を終わります。

○日域委員長 ありがとうございます。

ただいま執行部から説明がございました。

それでは、委員の皆様におかれまして、本請願の内容を踏まえ、執行部に確認したいことなどがございましたら、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 特にはないようですので、これにて執行部への確認等は終わりたいと思います。

それでは、続いて、本件の取り扱い等について、委員の皆様の意見を求めます。

継続審査等の意見もございましたらここで述べていただきたいと思います。継続審査等の意見が出た場合は、先に継続審査等について採決を行います。

なお、賛成・反対の討論は継続審査等の意見がなかった場合または継続審査等が否決された場合に行うこととなりますのでよろしくお願いいたします。

改めまして、本件の取り扱い等について委員の皆様の意見を求めます。

御意見はございませんか。

藤川委員。

○藤川委員 いろいろ説明ありがとうございます。中身はやっぱり再検証の協議はないと。進展がやっぱりございませんので、継続でよいと考えます。

以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 ただいま皆様から御意見をいただきましたが、閉会中の継続審査の意見がございましたのでお諮りいたします。

本件につきましては閉会中の継続審査の申し出をすることといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、次の日程に入ります。

日程第6、令和3年請願第4号公図の誤りについて法務局に訂正申し出を求める請願を議題といたします。

本件は事前に、請願文書表を議案の配付と併せてサイドボックスに掲載しております。委員の皆様方には事前に御一読いただいていると存じますので、請願の要旨の朗読を省略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査に当たりまして、今回が初めての審査でもございます。執行部において現状等や考え方などについて、御説明いただければと思います。

係長。

○辰川土木課長補佐兼管理係長 公図の誤りについて法務局に訂正申し出を求める請願に対しての、市の考え方について述べさせていただきます。

具体的に地番を提示しての請願事項になっており、市にも同様の要望が出ておりますが、公図訂正についての市の基本的な考え方について述べさせていただきます。

まず、法務局に備え付けられている大竹市の公図が不正確なものがあり、土地所有者から訂正について相談を受けることはございますが、基本的には土地所有者御自身で地図訂正の申し出を法務局に行っていただくよう御案内しています。しかし、その中で測量を伴

わず、その土地の隣接者の同意が得られるなど、権利関係に問題がない比較的簡易なものについては、市が地方税法の規定に準じて法務局に地図訂正の申し出をしたことはございます。

公図を訂正するには多大な時間と労力を要することがありますので、全ての御要望にはお応えできておりません。このたびの請願対象の土地の公図訂正には、測量が必要になるのではないかと思います。測量が必要な場合は、市は今までと同様に、土地所有者御自身で地図訂正の申し出を法務局に行っていただくよう御案内することとなり、請願対象の土地を市が優先的に地図訂正の申し出をすることは、公平性の観点からもいたしかねます。

なお、法務局に備え付けの公図の精度が低いと、土地利用が進まないことや、まちづくりを阻害する要因になることもあり、昨年、12月定例会で地図混乱地域をなくしていくよう前向きに検討していくことを、また、9月定例会では地籍調査のための組織体制について調査研究を始めていることを、お答えさせていただいたところです。

以上が市の考え方です。

○日域委員長 ただいま説明がございました。

それでは、委員の皆様におかれまして、本請願の内容を踏まえ、今の説明に関しまして確認したいことなどありましたら、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

原田委員。

○原田委員 2つお聞きしたいんですけれども、簡易なものについては市のほうでされると。過去にそういう例もあるんだと思うんですが、測量が必要なものについては、予算もかかることなので難しいというようなことでよろしいのか、その辺1つお伺いしたいのと、それから地籍調査を今、調査研究しますということなんですが、このような簡易なものとか、測量が必要なこういう土地というのは、市内にどれぐらいあるものか把握されているのか。そのあたり教えていただけますでしょうか。

○日域委員長 係長。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 測量を伴う場合は、今までも土地所有者御自身で地図訂正を行っていただいていることもあり、現在、地図訂正を地方税法に準じて行った場合は、ごく狭い範囲で、もう測量とかは必要ないようなものだけを行っております。

あと、どういった所に地図混乱の地域があるといいますと、岩国大竹道路事業の範囲であります御園地域、元町4丁目地域、そのほか立戸、油見、小方地域もあります。

以上です。

○日域委員長 件数はわからないんですか、難しい。

課長。

○廻本土木課長 今回の混乱地域の件数は、わかりません。

以上です。

○日域委員長 原田委員。

○原田委員 件数が把握できていない、件数がわからないということは、たくさんありすぎてわからないということなのか。そういうことなんですね、わかりました。

先ほど簡易なものについては、市のほうで公図の訂正を求めるといことが言われたと思うんですが、この10年で7回公図の訂正という申し出を法務局のほうに行っておると思うんですが、これは全て簡易なものであったという解釈でよろしいのでしょうか。

なるほどわかりました。

そうなるとやっぱり測量が必要であるとか、範囲が広い土地、このようなものというのは個人でやってくださいということなのではないでしょうか。もともとこういう公図になってしまった元が、市民の責任であるのであればそれはそうなのかなと思うんですが、そういう地籍調査がきちっとできていなかったということでこういう現状になっているということであるならば、市のほうでやるべきではないのかなと私は思ったんですが、そのあたりの測量にお金がかかるからできないということなんです、住民の方に、市民の方に落ち度がないような件に関して、市のほうできちっとできていなかった部分を、測量を含めて、少し予算は必要かもわかりませんが、行ってあげるというのは当然のような感じも、私は感じているんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○日域委員長 係長。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 本市は昭和27年度から昭和47年度にかけて、国土調査法に基づき地籍調査を行っております。その地籍調査の手続の中で、土地所有者の立会、同意を基に現地調査及び測量により作成した地籍図と、地籍簿の案を土地所有者に閲覧していただき、誤りを訂正できる機会を設けておりました。

しかし、国土調査を実施して既に50年以上たっており、現時点において当時の関係書類もほとんど残っておらず、閲覧等の周知が十分でなかったかどうか確認できておりません。また、現地と公図が異なる地図混乱地域があることも事実ですので、先ほども述べさせていただきましたが、定例会で地図混乱地域をなくしていくよう前向きに検討していくことや、地籍調査のための組織体制について調査研究を始めていることをお答えさせていただきました。

○日域委員長 原田委員。

○原田委員 わかりました。その当時の資料が残っていないということなんです、恐らくそういう形できちっとやられて、それでそれを公開されて、それを確認したであろうということなんです、それが残っていないから、実際どうなったかはわからないと。

そうするとどこに責任の所在があるかというのは今考えると難しいかなと、今の話を聞いていますと、その責任の所在が確認していなかった市民なのか、それをきちっと地籍調査をやっていたかやっていなかったかもわからないということだと、今このようにいろいろ申請が出ていまして、市のほうとしてもそれは重大なことというふうに認識をされて、市長の答弁にもあったと思うんですが、そのように考えられていらっしゃるということであれば、過去がわからないということであれば、それはどっちの責任なのかということとはわからないわけですから、実際そうやって困っている市民の方が、これからまたこの請願どうなるかわかりませんが、これ以降また現れるかなと思いますので、さっきの簡易なものがとか、測量が必要なものかという部分のルールを設けて、どのようなところまでが簡易なもので受け付けますとか、じゃあ測量が必要なものがどういうもので、それは個人で

やるものであるとかという、明確なルールとかいうものが、きちっとできているのかどうか、最後にその辺、お聞きしたいと思います。お願いします。

○日域委員長 課長。

○廻本土木課長 いまのルールづくりというのは、現時点では作成していません。

今後、地籍調査、組織体制等の研究調査の中で、そういうものをつくっていきたいと思っています。

以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

副委員長。

○和田委員 私は今回の請願が、はっきりよくわからないんですよ。私は個人の土地を多分売買するのに、公図がええ具合にいとらんと把握しておるんですが、私も中学校・高校のときに親父が測量をやっていたと思うんで、あっちこちの測量を結構やっております。そのときに、民・民で土地の境を決めるときに、お互いが話し合っ境を決めますよね。それを市がやってくれというのはこれは難しいです。個人同士が話をして境を決めて、売買するならするんですが、そういうことを今の大竹市だけでも、境がはっきりしないとか、あると思うんですよ、結構。私はそれを市が立ち会ってどうのこうのという話じではないと思うんです。これはあくまで民・民で話し合っ境を決めて、公図が何坪ありますというのは、これは個人同士でやることで、市がそれにいちいち関与してやるべきことでもないし、やっちゃいけませんよね、そういうこと。そうじゃけ、今回の請願は私は、意味がよくわからんのです、これは。そういうことです。

○日域委員長 今の質問は、すごく意味のある質問なんですよ。的確に答弁してください。境界立会するのは個人間です、それがどこの公図で何番だというのを決めるのは大竹市であったり法務局であったりするわけですから、そこの違いをきちんとわかるように御答弁をお願いします。

部長。

○山本建設部長 今、和田副委員長のほうからありましたけど、民・民の境界については、例えば市のほうに境界立会で申請された場合は、当然隣地の方、近所の方がお出になりませす。道路・河川に接する場合は、大竹市も地権者の一人という立場で参加して決めさせていただきます。その流れについては今説明があつたとおりのことでございます。民・民の境界については、市のほうがもっと右じゃないの、左じゃないのとか、そういったことは関与は当然してはいけないというところは認識しておりますので、そういうふうなこれまでの取り組みは行っております。

質問じゃなかったもので、答弁とはならないようなことですが、今の実態でございます。

○日域委員長 他にございませんか。

どうしても質問したいので、いいですか。進行を副委員長と交代します。

○和田副委員長 委員長、どうぞ。

○日域委員 正直言って、一言でやりますと言えないぐらい厄介な問題なんだと基本的には

思います。だからすぐできるかと言われたら難しいのかもしれませんが、実際に個人のためではないんですよ。個人の被害者はいるかもしれませんが、当然個人、その土地が使えないことは公にとっても、まちづくりの障害になりますし、現に法務局は法務局の予算でやっていますよね、大竹市です。私が前にもらったこの資料があるんですけども、南栄2丁目、南栄3丁目、西栄3丁目、東栄2丁目、新町3丁目、本町1丁目、本町2丁目。私は、南栄のある人に、この辺でそんな問題はないかねと言ったら、うちのほうで調べたでって、みんな面積がふえたって言いよったという話を聞きましたけど、国もこうやってやっているわけですけども、可能であれば当然大竹市もやっていいわけで、さっきの測量が伴うと予算が伴うのはわかりますけれども、そここのところが土地の持ち主にとっても一番痛いところなわけですよ。測量するとお金がかかるんですよ。だからできなかつたりするんです。だからそこを行政にお願いできないかなというのが、所有者から見たときの論法なんですよ。それで私が一般質問で、過去10年でこの地方税法第381条だったか何か使ったやつ何件ありますかと言って、結局7件でしたけど、それは全て地積更正ですか、面積の変更はしてありませんでした。ということは、面積はさわらなかつたということですよ。

ただ、こんなことに私が最初に触れたのはもう10年近く前ですけども、そのときは市のほうでやっていただきました。そんなことができるとは全く知らない中で、買った土地の中に存在せん地番があったんよ、面白いじゃろと言って親しい職員に話しかけただけですよ、そんな仕事を市がしているって知らないわけですから。そうしたら何カ月かしてあれできましたよって言われて、そのときの説明、もちろんこちらには知識はないわけですよ、何の知識もないんですけども、あれは民間を巻き込まずに市役所の中で、市の土地の範囲で訂正ができたからうまい具合にいったラッキーなケースだったと聞きました。

ある程度わかって、最近聞いたら、最近と言っても今年の早いころかな、実は法務局が地積をさわらんでええと言ってくれたら楽なんですよと。地積にさわれと言われると大変な作業になると。だから言い方を変えると、法務局がある程度の誤差があっても、実用に耐えうるものに修正というか、したいときに、小難しいことを言われると市が困るわけです。地権者も困るわけです。ある意味法務局と大竹市のほうの調整と言いますか、そこがうまくいけば、ある程度楽になるんかなと思ったりするんですが、さっきの地積更正を伴う場合は断っていると、簡便なやつについてはやっていますという、さっき答弁がありましたけれど、それは法務局との話し合いの中で決めているということがありますか。そこをお尋ねしてみたいんですけども。

○和田副委員長 はいどうぞ。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 大竹市の、簡易なものを過去において地方税法に準じて訂正している場合も、1件1件個別に法務局のほうと相談をさせていただいて、簡易でできるものかどうかというのを判断をさせていただいております。

以上です。

○和田副委員長 日域委員長。

○日域委員 ということは、基本的な判断については、その最終的なジャッジについては、

予算がないからやるかやらないかということになったら大竹市の決めることでしょうか。でも、その根本を握っていると言うか、その根本を決めているのは法務局という判断でよろしいんですか。正直言って法務局に行ったら、これは市の問題じゃけんあんたらしっかりせいやと言うわけです。極端に言えば、あんたら議員やろうかと、もう少しやれやと言う人もいるわけです。でもルール上は、いろいろ調べましたけれども、ルール上はやっぱり地図訂正するのは法務局の役割だと思いますけれども、これが正しいという確証がなければ彼らも変更できませんから、確証を持って来てくれということだと思います。それは本人ができればそれが一番いいんでしょうけれども、もともと地籍調査、市がやったことでもありますから、だから市になるのかもしれませんが、問題は測量、今回の測量を伴うというのは、これも法務局の判断ですか。今回の件も私が聞いたのは最近ですけども、今年の早い段階で何かあったんじゃないかと思えますけれども、そのときは個人でやってくれと言われたというように聞いたと思えます。それもやっぱり法務局とのやり取りがあったのかどうか、そこをお願いいたします。

○和田副委員長 課長。

○廻本土木課長 今の、特定した場所ですが、以前から土地家屋調査士が何回か来られたことがあります。その方と法務局といろいろ話をした中で、土地家屋調査士のほうもこれは測量等が必要だということで、手が出せなかったということで、そういうことは大竹市のほうは聞いています。

以上です。

○和田副委員長 日域委員。

○日域委員 ここに説明資料というものを今回つけていますけれども、1つお尋ねとすれば、大竹市は地籍調査を全部じゃないけどしていますよね、それでこの近隣で同じ時期も含めて、地籍調査をした町というのは、このような乱れはないんです。旧廿日市町のように、まだやっていないという所はたくさんあります。地籍調査をしたけど精度が低いというのは、どこかほかにお仲間というか、どこかの、私が調べた範囲では見つからないんですけども。

それでここに今回配付させてもらった資料にありますよね、地籍調査の成果の誤りの処理についてという、国と言っていいのかな、経済企画庁と書いてありますけれども、昭和38年ですから今とは役所の仕組みが相当違うと思えますが、要するに不備ですよ、違いがあれば、基本的には固定資産税かけてますから、固定資産税をかける上で不備があったら、市は法務局に公図訂正を申し出ることができると、法務局はそれをちゃんと受けて処理しなさいというふうに、地方税法上書いてあるわけです。それを捉えてさらに、仮にそうじゃなくても、それを利用して地籍の間違いがあつたら訂正するよというの、昭和38年の国土調査課長指示と書いてありますけれども、ここにあるのが、このことについては、法務省とも協議済みであるので念のため申し添える。おつて地籍調査の実施に当たっては、関係法令及び実施要領等の研究を怠ることなく、又各作業工程間においては、細心の注意を払い、調査測量の結果に誤りを生じないように一層管理指導の徹底を期するとともに、所定の工程検査を励行し、いやしくも成果に瑕疵の存しないよう万全を期せられた

い。とあるわけですがけれども、国も大きな予算をつけて、大事なことです。一番基本的なこととして国が頑張っているものだと思いますけれども、予算があるのはわかりますけれども、ある程度じゃあ、来年から予算をつけようというお考えか何かありますか。

やっぱり、表現がよくないですけども、山の中の大して利用価値のないようなところであれば、それはそれかもしれませんが、こういうふうに大きな道に面した一定のまとまった土地、これ業者が買いに来るといことは、やっぱり一定の価値があるんですよね。ここがわからなかったらまちづくりにも影響すると思うんですが、例えば今回のケースで測量って幾らぐらいかかると思いますか。

それを全部、何でも持って来いというのは無理かもしれませんが、一定の予算をつけて順にやるとか、もちろんいつか市長おっしゃられましたけれど、10億円かかるというアバウトな数字でしたけど、もう一回やり変えようというのも手かもしれませんが、そのあたりのお考え、最後に教えてほしいなという気がします。

○和田副委員長 どうぞ。

○山本建設部長 まず、予算の配置でございますが、予算づけするためにはどの範囲、どのレベル、どの段階というふうな、順を追っていくようになります。今こちらのほうで考えていることでは、まず、人間的な配置、これも人件費という予算に関わってきますけど、そういったところでまず下準備から始めないと、効率的な事業はできないと。そういうことがありますので、令和4年度からはそういった人間的な配置、これの予算というふうには考えております。

これができるかと、今まちづくりについてはかなり進んでいくと考えています。全国的にも地籍が不十分なため公共事業ができないと、それから震災復興が十分にできないといったことがありますから、こういったメリットは十分認識はしております。集中的に取り組むべきこととは考えております。

最後に全体の地籍をやり変えれば、あと10億円ということがありますが、これは平成26年と平成27年に法務局のほうが一旦地域を再調査していただきましたので、それをベースに今考えています。ただ、法務局の事務は職権的に事務ができるということで、かなり簡易的にできている部分がありますので、市が主導で国土調査等を再調査する場合には、10億円とは言いましたが、それが絶対ではないというところだけは感じております。

以上です。

○和田副委員長 いいですか。それでは、委員長と進行を交代します。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 1つ確認したいんですけども、執行部のほうの状況説明の中で、公図の精度が低い所があると、だから混乱地域を調査をする必要性を感じているという、直していく必要性はまちづくりを前提にして考えているといった御答弁でしたが、その場合に直していく根拠法というか、今回請願では、地方税法第381条第7項の規定に準じていますけど、これと何か、やっぱりこれに基づいてやるということになるんですか。それともこれとは直接的には関係なく、やっぱりまちづくりのために必要だということで、大竹市

全体の混乱地域を解消していこうという考えなのかどうか、そこを確認したいのでお願いします。

○日域委員長 課長。

○廻本土木課長 今後なんですが、1番はまちづくりを大切に、そこをメインとして公図等を訂正していくと考えています。

今言われた、地方税法第381条ではなく、一度地籍調査を行っていますので、再調査という形で整理できればと思っています。

以上です。

○日域委員長 市長。

○入山市長 補足をさせていただきます。

委員長がずっと問題にされている、同じような課題を私は、就任以来ずっと持ち続けております。まちづくりの視点というだけでなく、個人の資産をちゃんとお守りするという視点からも、きちんと大竹市、もう一回やり直す必要があると深く感じております。

やっと今になって、これに取り組んでいくということになってまいります。大変大きな予算がかかることは、もう委員長も皆さんも御承知のとおりでございます。法務局のほうをお願いをし、地図混乱地域ということで栄町等、一部はやっていただきましたが、全市的にそれをやるということはお願ひし続けても難しいということで、市独自でやる必要があると深く感じているところでございます。

大変、いろんな形で大きな問題が起こってこようかと思えます。私の友人で東京のほうに出て行って帰ってきました。地籍図を見て自分の土地がここにあるはずだという所によその家が建ってありました。自分の家はどこにあるのかということを経務局に行っても、それは自分で探ささいということしかありません。そういう意味で、早くにこのことを解決しないと、代が代わってしまいますと、ますます混乱地域に深い禍根を残すようになってまいりますので、その辺は全力を挙げてぜひ取り組みたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思えます。大きな予算がかかります。そのことも全市的な財政バランスを考えながら、確実にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○日域委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

11時20分 休憩

12時59分 再開

○日域委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行します。

執行部への質疑から再開します。質疑はありませんか。

北地委員。

○北地委員 それでは、午前中に引き続き質疑をお願いいたします。

執行部のほうへということなんですが、私の家にも請願者の方のほうから、いろんな資料も送られてきました。そういうことで先ほどの説明の中にも、執行部のほうにも要望書が出ているというようなことをお伺いしたんですけども、私、先日現地を見に行つたところ、この出されている黄色い部分の図面について、現地がずれとるんじゃないかと思う

んですが、これは自分の感覚なので何とも言えないところなんですけども、この黄色い、今請願が出ている8筆について、松原氏と加納氏の2人の所有地ということになって請願が出ているわけなんですけれど、この辺間違いはないですか。感覚的なもので申し訳ないんですが、ずれが出ているように感じたもので、質問いたします。

○日域委員長 係長。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 請願のあった地番の中には、登記簿は取っていないんですが、請願者以外の方もいる模様です。

以上です。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 これの中に請願者以外の土地があるという御答弁でございましたけども、そういうことであれば、この請願に、どう言ったらいいんでしょうか、錯誤があるのかわかりませんけれども、どういう表現をしたらいいのかわかりませんが、間違いがあると思うんですけども、こういった請願であればこれ以上審議を続けるのはいかがなものかと思えますけれども。委員長のほうのお取り計らい、よろしく願いいたします。

○日域委員長 今から考えたいと思いますけれども、それは後にして、他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 これで執行部への質疑を終わります。

暫時休憩します。

13時02分 休憩

13時39分 再開

○日域委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

本日の委員会の審査はこの程度にして、散会といたします。

よろしく願いいたします。

13時39分 閉会